

# O B G研究会 会則

## (名称)

第1条 本会は、O B G研究会（英文名：the society for occlusal dynamics based on gravity）と称する。

## (主たる事務局の所在地)

第2条 本会の事務局は、東京都新宿区新宿3-11-12 永谷テイクエイト9F 株式会社ピッコルーナ内に置く。

## (目的)

第3条 本会は、広く国民に対し噛み合わせ治療医療の普及啓発活動を行うとともに、適切な噛み合わせ治療提供の確保、噛み合わせ治療及び噛み合わせ医療に関する調査研究などを行い、もって歯科医療従事者の倫理及び資質の向上、噛み合わせ治療の適正化並びに国民の保健・福祉の向上に寄与することを目的とする。

## (事業)

第4条 この本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 噛み合わせ治療に関する相談、調査研究、講習、資格認定及び広報活動などを行い、国民に対する適正な噛み合わせ医療の普及を推進する事業。
- (2) その他この団体の目的を達成するために必要な事業。

## (会員)

第5条 この会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 歯科医師 医師
- (2) 準会員 歯科衛生士 歯科技工士 本会の趣旨に賛同する医療従事者

## (入会)

第6条 この会員になろうとする者は、所定の入会申込書に入会金およびその年度会費を添えて提出しなければならない。

## (会費)

第7条 会費は下記の通りとする。

- (1) 本会の事業年度は、毎年2月1日から翌年の1月末日までとし、事業年度単位で納入するものとする。
- (2) 正会員（歯科医師、医師） 入会金 10,000円 年会費 20,000円
- (3) 準会員（歯科技工士・歯科衛生士、医療従事者） 入会金 10,000円 年会費 5,000円

## (除名・退会)

第8条 会員は次の事由が生じた時は会員の資格を喪失する。なお、退会を承認された者の既納入金および会費などは返還しない。

- (1) 退会を届け出た者
- (2) 会費の納入が無い者
- (3) その他本会員として相応しくない行為のあった者

## (役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名、事務局長1名

## (資産)

第10条 資産は次の通りとする。

- (1) 会費（入会金を含む）
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金品

## (事業年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年2月1日に始まり翌年1月末日に終わる。

## (会則改定)

第16条 本会則の改定は総会の承認を得て行う。

## (その他)

第17条 本会則により本会を運営するに当たり、総会で必要な内規を定める事が出来る。

## 付則

この会則は平成28年2月1日から施行する。